

東浦町の部活動及び新たな地域クラブ活動の 在り方等に関する方針について

令和5年5月 東浦町教育委員会

方針の実現に向けた東浦町の具体的な取組

<東浦町学校部活動 令和5年度からの原則>

①令和5年度8月（夏の大会、コンクール）までの活動 → **従来通り**

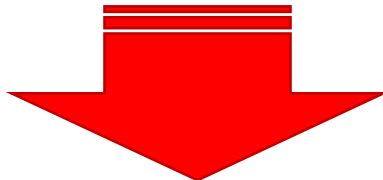
②令和5年度9月（新チーム）からの活動

- 平日の活動は従来通り、**休日の練習**は行わない
- 休日の大会等へは、**学校部活動として参加**する

→大会等への引率も、従来通り

※参加する大会等については、知多・県以上の連盟や協会の大会等とする

※原則、大会1週間前の休日に行う練習試合（校内練習試合）は可



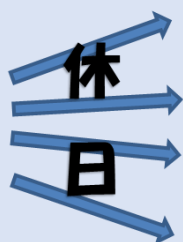
<休日の活動の機会について>（令和5年9月～）

◇準備が整ったところから…

→ 「ひがしうら地域クラブ」を立ち上げる

※「ひがしうら地域クラブ」以外の選択肢もあり、**参加する・しないは自由**

生徒
平日 学校で部活動



休日

教育委員会が運営する「ひがしうら地域クラブ」での活動

地域のクラブチームや文化芸術団体等での活動

スポーツ・文化協会等が主催する練習会や大会等

趣味や勉強、休養

◆「ひがしうら地域クラブ」とは◆

(1) 方針について

- ・活動ごとに「活動に親しむ」チームと「技能の向上を目指す」チームの2種類の設立を目指す。 →令和5年度立ち上げ時は、「活動に親しむ」チームから立ち上げる
- ・参加希望者は、登録申込をして参加する。
※参加者は、平日の部活動と同じ種目に参加してもよいし、違う種目に参加してもよい
- ・従来の部活動にない活動も立ち上げていく方針。

(2) 活動場所、活動日時について

- ・活動場所＝(原則) 町内3中学校の施設を利用して活動
- ・活動日時＝週1回、年間40回程度(土日祝の午前、午後いずれかで3時間程度)

(3) 指導者について

- ・町が指導者を登録管理 ⇒ 地域の指導者、兼職・兼業申請を自分で行った教員
- ・指導者 ⇒ 町で開催する指導者養成講習会の受講を義務付ける。

(4) 費用について

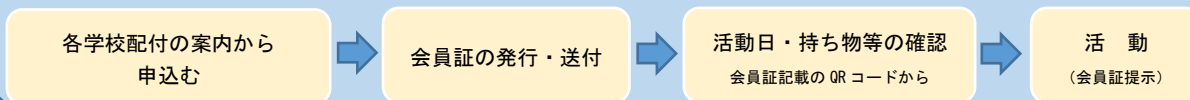
- ・会費：月額500円(令和5年度は7カ月のため、3,500円)
- ・その他：活動の用具は、原則個人持ち ※個人持ちが難しいものは、学校の用具を借用

(5) 保険について

- ・(町契約) 「ふれあい保険」(注1)を適応 ※参加者の実費負担なし

(注1) ふれあい 保険	保険料 無料 (町負担)	適応範囲 町の社会活動中の事故	傷害保険					損害賠償	
			死亡	障害	疾病	負傷	手術	対人	対物
			300万円	300万円	入院3000円/日(最大180日) 通院2000円/日(最大90日)		なし	5億	5億

(6) 登録・活動日までの流れ(イメージ)



スケジュールイメージ図

	令和5年度(9月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
教育委員会	「ひがしうら地域クラブ」拡充の推進			
	大会等への参加規程などの情報提供			平日の活動検討
学校	平日の部活動		平日の部活動検討	
	大会等への引率・指導		大会等への引率・指導検討	
	教育の質の向上			
ひがしうら地域クラブ	休日のスポーツ・文化芸術活動			
	まず、活動に親しむチーム			平日の活動
				大会等への引率・指導

※点線部分は、不確定事項